

平成30年度 東京都中小企業制度融資一覧

平成30年4月1日現在

	融資メニュー		融資対象	融資限度額 ( )内は組合	融資期間 ( )内は据置期間		融資利率(年率)		保証人	物的担保	保証料補助
	細目	略称			運転資金	設備資金	固定:固定金利、変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利				
様々な事業運営に活用	小規模企業向け融資 (小)	小口 (国の全国統一保証制度)	小口	従業員数が製造業等20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)の事業者等であって、この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下のもの	2,000万円 (同)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定1.9%以内~2.5%以内又は変動 上記より0.4%優遇	原則として不要	全事業者 2分の1	
		小口支援特例	小口・支援	次のいずれかに該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を1年以内に6か月以上複数回受け、証明を受けたもの (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたもの	300万円(同)	2年以内	—	固定1.9%以内又は変動			
		短期つなぎ特例	小口・短期	東京都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続しているもの	8,000万円	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動			
	一般事業資金融資	事業一般	事業一般	中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	—	
		受注対応特例	事業・受注	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—				
		ビジネスチャンス・ナビ2020連携特例	事業・ナビA 事業・ナビB	(A)「ビジネスチャンス・ナビ2020」に登録していること	1,000万円 (同)	5年以内 (1年以内)					
				(B)「ビジネスチャンス・ナビ2020」に登録し、かつ「ビジネスチャンス・ナビ2020」に掲載された入札・調達案件を受注したこと	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (5年以内)	—				
		短期つなぎ特例	事業・短期	東京都・都内区市町の保証付融資制度を利用し、約定(元金)返済を1年以上継続していること	500万円(同)	2年以内	—				
	極度枠設定	極度	(1)及び(2)を満たす中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上同一事業を営んでいること (2)経常利益を計上し債務超過でない法人又は課税される所得金額のある個人事業者	1億円 (2億円)	2年以内	—					
	(事業)	組合向け	組	事業協同組合等	(2億円) ( 転貸1組合員 3,500万円 )	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	転貸資金の場合 代表理事及び転貸先代表者	信用保証なしの場合 必要に応じ有担保	
官公需適格特例		組・官公需	官公需適格組合としての証明を受けた組合	—	—	—	上記より0.1%優遇				
新たな事業展開に活用	創業融資 (創業)	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3)分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	3,500万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.9%以内~2.5%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	原則として不要	全事業者 2分の1	
		創業支援特例	創業・支援	区市町村の認定特定創業支援事業による支援又は商工団体等による創業支援を受け、証明を受けたもの	(1)は自己資金に2,000万円を加えた額の範囲内	—	10年以内 (1年以内)	上記より0.4%優遇			
	産業力強化融資	設備更新・企業立地促進	設備立地	(設備更新) 事業の実施に必要な機械・装置、工具・器具、備品等の増強、改良、補修等(IoTを活用した設備の導入やIT機器の購入を含む。)を行う中小企業者、又は建物の改修、建替(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者	2億8,000万円	—	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.4%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.2%以内又は変動	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	原則必要	全事業者 3分の2
				(企業立地促進) 東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	—	15年以内 (2年以内)					
	(産業)	海外展開支援	海外展開	日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構若しくは東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定及び実行する中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要	全事業者 2分の1	
				チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかを行う中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業 (3)平成30年度において東京都が重点的支援を行う事業等	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)			固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内
(産業)	政策特別	政策特別	新たな事業展開や経営改善など前向きな取組を行う中小企業者等(融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定	金融機関所定	金融機関所定	全事業者 0.2%相当分			
			—	—	—	—					
経営の安定化に活用	経営支援融資	東日本大震災復興緊急保証対応型	災害緊急	東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	固定1.5%以内~2.0%以内	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 2分の1	
		危機関連保証対応型	危機関連	危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合							
		区市町村認定書必要型	経営セーフ	信用保険法第2条第5項に定めるセーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合							
	(経営)	区市町村認定書不要型	経営一般	(1)から(7)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込 (2)最近3か月の売上が平成20年8月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込 (3)売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で価格転嫁できていない (4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少 (5)倒産等企業に事業上の債権を有している (6)災害により事業活動に影響を受けている (7)東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)	1億円 (2億円)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	小規模企業者 2分の1				
				事業承継支援型	事業承継	(融資対象1) ①から③のいずれかに該当する中小企業者 ①事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ②事業承継をした日から5年未満であり、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと ③経営承継関連保証に係る東京都知事の認定を受けたこと	2億8,000万円	(融資対象1) 10年以内 (2年以内)	(融資対象2) 15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内	全事業者 2分の1
						(融資対象2) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、東京都知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人					
	(経営)	事業承継支援特例	事業承継・支援	東京商工会議所、東京都商工会連合会又は東京都中小企業振興公社による事業承継支援を受け、証明を受けたもの	—	—	—	上記より0.2%優遇			
		経営者保証特例	承継・経保特例	(1)及び(2)を満たす中小企業者 (1)事業承継(融資対象1)の要件を満たすこと (2)直前の決算において一定の財務要件を満たすこと	—	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内	不要		
	(経営)	経営支援型	経営支援	(融資対象1) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合(国の全国統一保証制度)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	借換の場合は10年以内(1年以内)	小規模企業者 3分の2	
				(融資対象2) 東京信用保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合							10年以内 (2年以内)
(再生)	企業再生支援融資	企業再生	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年を経過しておらず、かつその計画を完遂していないこと(法的整理型) (2)中小企業再生支援協議会など公的機関の支援を受け、事業再生に取り組むこと(私的整理型)	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)	金融機関所定	必要に応じ有担保	小規模企業者 2分の1			
			特別借換	特別借換	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者又は組合	既往の保証付融資残高及び事業計画実施に必要な資金の範囲内(同)	10年以内 (6か月以内)	—	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要		

※1)経営革新計画に係る実施フォローアップを受けた場合又は商工団体等によるBCPの策定・実施に係る支援を受けた場合、0.2%の金利を優遇。

◆ 小口・短期・事業・短期・承継・経保特例、経営支援(融資対象1)、再生は指定金融機関のみ、政策特別は取扱金融機関のみで受付。

◆ このほか、一定の地域に集中して発生した災害により被害を受けた中小企業者等に対し災害復旧資金融資を実施。

災害復旧資金融資	災	知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合 (東日本大震災、平成25年台風26号に伴う被害)	原則として一災害8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内(1年以内) <災害毎に設定>	固定1.7% [*]固定1.5%	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 全額
----------	---	---	--------------------------------	------------------------------	---------------------	-----------------------	-------------------------------	------------